

富岡町とみやぎ生活協同組合との
「安心して暮らせる地域づくり」に向けての包括連携に関する協定

富岡町（以下「甲」という）とみやぎ生活協同組合（以下「乙」という）は、相互の連携を強化し、富岡町内における生活者が「安心して暮らせる地域づくり」に貢献できるよう、以下の通り「安心して暮らせる地域づくり」に向けての包括連携協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進し、それによって市民一人ひとりが安心して暮らせる地域づくりに貢献することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）大規模災害時の対応に関すること
 - （2）食品の安全・安心に関すること
 - （3）健康増進・食育に関すること
 - （4）防災・減災に関すること
 - （5）子育て支援に関すること
 - （6）高齢者支援に関すること
 - （7）障がい者支援に関すること
 - （8）生活困窮者に関すること
 - （9）スポーツ、文化、芸術の振興に関すること
 - （10）その他地域社会の活性化、住民生活の向上に関すること
- 2 乙は、連携事項の一部を甲と協議のうえ、乙の関係会社を実施させることができる。
- 3 甲及び乙は、連携事項の具体化や進捗状況を確認するため、1年に1回程度の定期的な協議を行うものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかからの解約の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定に関わらず、甲及び乙双方が書面により合意した場合には、本協定を廃止す

ることができる。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条第2項に定める乙の関係会社に対して必要最小限の範囲内で情報提供する場合を除き、連携事項の実施に当たって知り得た相手方の機密情報をその承認を得ないで他に漏らす事があるてはならない。

2 乙は乙の関係会社に対して、甲の定める情報取扱注意項目を順守させるものとする。

3 本協定の有効期間満了後も第1項の規定は、効力を有するものとする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年6月25日

甲 双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622 番地の 1
富岡町

町長

山本育男

乙 仙台市泉区八乙女四丁目 2 番地の 2
みやぎ生活協同組合

代表理事

尾川輝敏

災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定

富岡町（以下「甲」という。）とみやぎ生活協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲は、乙の協力を得て被災者に対し、迅速かつ円滑に物資を供給することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（物資と要請方法）

第2条 甲は、応急対応等のため、各号に定める物資が必要となった場合は、物資要請・手配確認書（様式第1号）をもって乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等で要請することができるものとし、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

- （1）食料品、日用品等の生活必需品
- （2）医薬部外品
- （3）その他、甲が必要とするもの

（物資の供給）

第3条 乙は、前条の要請を受けた場合、乙の営業に支障のない範囲において、速やかに甲に物資を供給するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第4条 物資の引き渡し場所は、甲が指定する。

- 2 引渡し場所までの物資の運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、状況に応じ物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲乙協議の上決定するものとする。
- 3 甲は、乙が行う物資の運搬に当たっては、被災の状況等に応じ、道路状況の情報提供をはじめ、当該引き渡し場所や設備面での安全確保に努めるものとする。
- 4 甲は、当該引渡し場所に甲の職員又は甲の指定する者等を派遣し、物資の確認を行い受領するものとする。
- 5 乙は、物資の引渡し終了後、次に掲げる事項を速やかに完了報告書（様式第1号）により甲に報告するものとする。

- （1）引渡しの日時及び場所
- （2）引渡しに係る物資の品目及び数量

（代金及び費用の負担と価格の決定）

第5条 乙が供給した物資の代金及び引渡し場所までの運搬等に係る費用は、甲が負担する

ものとする。

2 前項における物資の代金は、災害発生時の直前における価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。また、運搬等に係る費用も同様とする。

（代金及び費用の支払い）

第6条 甲は、前条の規定により決定された代金及び費用について、乙からの請求書を受領したときは、速やかに代金を支払うものとする。

（連絡責任者等）

第7条 この協定の円滑な実施を図るため、協定締結後速やかに連絡責任者等を決定し、連絡責任者等報告書（様式第2号）により相手方に報告するものとし、当該連絡責任者等に変更があった場合は、遅滞なく相手方に連絡するものとする。

2 平時から緊急時の連絡体制等について確認、情報交換を行うとともに、必要な訓練の実施に努めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は、この協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（協定の期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の申し出がない場合は、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和8年6月25日

甲 双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622 番地の1
富岡町

町長

山本育男

乙 仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2
みやぎ生活協同組合

代表理事

尾川輝敏